

第 号  
年 月 日

様

矢板市長



犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）支給決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定した犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金・重傷病見舞金）の支給については、次の理由により取り消すことを決定したので、矢板市犯罪被害者等支援条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

取消しの理由	
--------	--

（教 示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、矢板市長に対して審査請求をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）
- 2 また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内）に、矢板市を被告として（訴訟において矢板市を代表する者は、矢板市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）